



「令和7年度税制改正を理解・活用しましょう。」

日頃は弊社アーバンタイムズをご愛顧頂き誠に有難う御座います。
さて、今回のアーバンタイムズは、昨年12月に閣議決定した「令和7年度税制改正大綱」のうち法人課税・個人所得税・資産課税に関するポイントを特集しました。

1. 法人課税

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等
資本金1億円以下の中小法人のうち、所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。なお、所得の金額が年10億円以下の法人は7%が選択適用できる税制の適用期限が2年間延長されました。また、100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物が対象設備に追加されました。

中小企業経営強化税制の拡充等

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金の額等が3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる税制)の適用期限が2年間延長されました。また、100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物が対象設備に追加されました。

2. 個人所得税

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- 令和7年分以降の所得税について、基礎控除のベースとなる控除額が48万円から58万円に引き上げられます。
- 令和7年分以後の所得税・個人住民税について、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。
- 扶養親族の合計所得金額が58万円を超えると扶養控除による控除ができないことになっていましたが、19歳以上23歳未満の同一生計の親族がいる場合において、その親族の合計所得金額が123万円以下であるときは、一定の金額が控除できることになりました。
- 上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用されることとなります。

3. 資産課税

固定資産税の課税標準の特例措置の延長等

市町村から中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、賃上げに取り組む企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限が2年間延長されるとともに、賃上げ率に応じて、軽減率が引きあがることとなります。

※注意事項—この税制改正の内容は、「令和7年度税制改正大綱」に基づき、正式に成立したものではありません。令和7年1月から通常国会に提出し審議され3月下旬に成立する見通しです。
可決後は官報で公開されます。 筆者 西山

借りたいリスト(問い合わせ物件の一部)			* 先月の問い合わせ件数		58件
用途	敷地	建物	地域	条件	入居日
倉庫(スーパー配達関連)	車両数台分	300坪	都内湾岸地域	相場	即検討
倉庫(飲料関連)	車両数台分	300坪	江東区湾岸地域	相場	即検討
倉庫(ネット販売関連)	車両数台分	300坪	都内湾岸地域	相場	即検討
工場(セントラルキッチン関連)	車両数台分	200坪	都内湾岸地域	相場	即検討
工場(ピザ関連)	車両数台分	200坪	都内湾岸地域	相場	即検討
倉庫(自動運転開発関連)	車両数台分	200坪	都内湾岸地域	相場	即検討
倉庫(建築資材関連)	車両数台分	150坪	新木場・辰巳地区	相場	即検討
事業用地(ヘリポート関連)	400坪位	-	新木場・辰巳地区	相場	即検討
駐車場(自動車販売関連)	400坪位	-	都内湾岸地域	相場	即検討
資材置場(ゼネコン関連)	200坪位	-	都内湾岸地域	相場	即検討

2025年春

昨年は正月早に能登大地震で始まり、政治、経済、世界情勢、自然環境など様々な面から時代の転換期にあると感じさせた1年でした。今年はいよいよ現実的問題として時代の転換を身をもって感じるような様々な出来事がニュースになりそうです。

今年大きな影響を与えそうなニュースとして、1月に登場するトランプアメリカ大統領が世界情勢、経済問題、社会問題等に大きな影響を与えそうで、いまだ戦争が続いているウクライナや中東情勢の行方を世界中が固唾を飲んで見守っています。近年不安定さを増している世界情勢の行方も気になるどころです。民主主義国家と言われている先進国でも政権党が少数与党になるところが増えていて、日本でも少数与党による不安定な政権運営が予想され、政治的にもいろいろ変化する可能性が強くなっています。

日本国内では、少子高齢化による労働力不足が深刻になる一方で、人手不足は能登大地震の復興にも影響を与え、地震から1年が過ぎましたが、いまだ復興には至っていませんし、東日本大震災や熊本地震の復興も計画通りには進んでいないようです。地方では若者の流出が増えて限界集落が多くなり、これからは消滅する自治体も現れてくるようになるのではと心配されています。政治の舵取りを含めて問題山積の年になりそうです。

管理物件のテナント紹介 第236回
株式会社 beer LIFE DESIGN 様

江東区富岡2丁目にクラフトビールとハンバーガーを楽しめる店「PERFECT BEER LABO TOKYO」が令和6年12月3日オープンします。梶本ビル1階に位置し、10:00から22:00までの営業予定です。

この新店舗はクラフトビール愛好家と美味しいハンバーガーを求める方々にとって、待望の場所となりそうです。厳選されたクラフトビールのラインナップとこだわりのハンバーガーメニューが用意され、クラフトビールに合わせて開発されたジュースやパティやフレッシュな野菜を使用したトッピングが特徴となります。店内は落ち着いた雰囲気でありながらも、活気あふれる空間を目指しています。カウンター席やテーブル席を用意し、一人でも気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを心がけています。また、定期的に今後クラフトビールのスクールや限定メニューの提供も計画中で、常連客も飽きることなく楽しめる工夫を凝らしていきます。クラフトビールとハンバーガーの絶妙なペアリングを楽しみたい方は、ぜひ「PERFECT BEER LABO TOKYO」にお立ち寄り願います。

◆江東区富岡2-10-1 梶本ビル1階 ◆2024年12月3日開店 ◆代表：藤沼様